

第37回焼津市建築審査会会議録

- 1 開催日時 令和7年1月17日(金) 14:00~15:00
- 2 場所 焼津市役所本庁舎 7階会議室7A
- 3 公開の可否 可
- 4 傍聴者 なし
- 5 出席者 (委員)
- 会長 清水 誠一
- 会長代理 池田 浩敬
- 委員 早川 名津子
- 委員 吉田 五百枝
- (特定行政庁)
- 小山 伸明 (都市政策部建築住宅課長)
- 村松 晋 (都市政策部建築住宅課建築指導担当主幹)
- 大石 一満 (都市政策部建築住宅課建築指導担当)
- 大塚 彩里 (同上)
- 6 会議次第 (付議案件)
- 議第1号 建築基準法第48条第5項ただし書に係る建築許可
- 議第2号 建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準に係る許可の報告
- 7 審議事項等
- 《小山課長》 挨拶
- 《清水会長》 本日の出席委員は、5名中4名で、委員の半数以上であるため、焼津市建築審査会条例第4条の規定により、会は成立している。本日の会議録の署名人は、私の他に、早川委員にお願いする。本日の案件は、焼津市長より付議されたものが2件ある。
- (付議案件)
- 議第1号 建築基準法第48条第5項ただし書に係る建築許可
- 《清水会長》 議第1号「建築基準法第48条第5項ただし書に係る建築許可」について、処分庁より説明をお願いする。
- 《特定行政庁》 議第1号「建築基準法第48条第5項ただし書に係る建築許可」について説明させていただく。

(資料にて説明)

《清水会長》 各委員の意見、質問を問う。

特にないようなので、私から1つ質問させていただく。
全国的な事案と思われるが、焼津市においては本件で対応終了
ということによろしいか。

《特定行政庁》 適用期間の満期を迎えるため、本取扱方針に基づくものは最後
となる。

《清水会長》 承知した。

他に特にないようであれば、意見、質問等を打ち切る。
議第1号について採決をとるが、異議ないか。

《各委員》 異議なし。

《清水会長》 それでは、議第1号「建築基準法第48条第5項ただし書に係る
建築許可」について、許可に同意するものとし、市長に結果を
報告することとする。

議第2号 建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準に係る許可の報告

《清水会長》 議第2号「建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準
に係る許可の報告」について、処分庁より説明をお願いする。

《特定行政庁》 議第2号「建築基準法第43条第2項第2号による包括許可基準
に係る許可の報告」について説明させていただく。

前回の建築審査会で、令和6年1月31日までの案件について報
告したため、今回は、令和6年2月1日以降の案件を報告する。
許可の期間は令和6年2月1日から令和6年12月31日までと
し、その間に包括許可基準により許可された件数は11件である。
内訳は、包括許可基準第2条(3)ア「河川占用」が11件である。

(資料にて説明)

《清水会長》

議第2号について、報告があったとおり同意し、焼津市長に結果を報告することとする。

以上で審議を終了する。